

令和 7 (2025) 年度ニューリーディングツーリズムプロモーション事業 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和 7 (2025) 年度ニューリーディングツーリズムプロモーション事業

2 履行期間

契約の日から令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木)

3 事業目的

日本政府観光局の訪日外客統計（速報値）によると、2024 年の訪日外客数は、2019 年比で 115.6% となり、年間過去最高を更新するなど、多くのインバウンド観光客が訪日しており、観光消費額拡大に向けた絶好の機会が訪れている。しかしながら、本県においては東京から近く、日帰りがしやすいという地理的条件等から、滞在時間の短いインバウンド観光客が多く、この機会を活かしきれていない。

そこで、本事業では、本県が優位性を持ち、かつ、インバウンド観光客の滞在の長期化を見込める「温泉（※1）」や「ゴルフ（※2）」、「農村体験」を「新規育成・強化資源」として位置づけ、これらの観光資源を核としたツーリズムの推進を図ることで、本県を来訪するインバウンド観光客の滞在長期化、引いては観光消費額の拡大に結びつけていくことを目的とする（※3）。

※1「温泉」はウェルネスツーリズムの観点をも含めて事業展開するものとする。

※2「ゴルフ」は別途「令和 7 (2025) 年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業」にて実施する。

※3 本事業におけるターゲット及び訴求する内容等の詳細は、別紙 1 参照。

4 業務内容

(1) 本県サイト内特集ページの更新及び新規ページの制作等

令和 6 (2024) 年度に本県サイト内に作成した、特集ページの掲載内容の更新を行うとともに、更新した内容を元に、新たに繁体字のページを制作すること。なお、現在掲載されている特集ページのデータ等、更新や新規ページの制作に必要なデータについては委託者から提供するものとする。

【本県サイト】トップページ：<https://www.visit-tochigi.com/>

ア 特集ページの更新

(ア) 更新対象ページ

下記ページの内容を更新すること。

テーマ	言語	URL
温泉	英語	https://www.visit-tochigi.com/special-features/pages/hotspring/

(イ) 更新内容

- a 委託者が新規に制作するモデルルートの概要を特集ページに追加し、委託者が指定するモデルルートのリンクを設定すること。なお、リンク先の「Suggested Itineraries」(<https://www.visit-tochigi.com/suggested-itineraries/>) への掲載に関する業務（原稿作成、翻訳等）については、本委託業務には含まない。

b aで掲載するモデルルート数は2ルートとする。

※現時点での見込みであり、受託者決定後、委託者と協議の上決定することとする。

c 委託者が指定する本県サイト内「Things To Do」 (<https://www.visit-tochigi.com/plan-your-trip/things-to-do/>) に掲載された観光スポットの情報を特集ページに追加し、「Things To Do」へのリンクを設定すること。なお、リンク先の「Things To Do」の記事掲載に関する業務（原稿作成、翻訳等）については、本委託業務には含まない。

d cで掲載する観光スポット数は10か所程度とする。

※現時点での見込みであり、受託者決定後、委託者と協議の上決定することとする。

(ウ) その他

a ロゴの追加、新規リンク先の設定、デザインの修正等、より良いページとなるよう委託者と協議の上更新を行うこと。

b 特集ページに記載された文章の一部について、委託者が提供する日本語原稿（1,000 字程度）を英語に翻訳の上修正（又は追記）すること。なお、翻訳作業は英語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。

イ 特集ページの新規制作

アで更新した内容を踏まえて、下記テーマの繁体字ページを新たに制作すること。なお、繁体字への翻訳は委託者が行うものとし、原稿は委託者から支給されたものを使用すること。

なお、統一感をもたせるため、デザインについては、既存ページのデザインや素材を使用することとし、言語の変更によるデザインの調整等を行うこと。

テーマ	制作言語	参考URL（英語版）
温泉	繁体字	https://www.visit-tochigi.com/special-features/pages/hotspring/
農村体験	繁体字	https://www.visit-tochigi.com/special-features/pages/farm/

ウ 本県多言語観光情報サイトへの掲載

(ア) 本県サイトを運営する公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「栃木県観光物産協会」という。）に依頼し、更新又は制作した各特集ページを本県サイト内に掲載すること。

(イ) 本県サイトへの掲載費用は1,000,000円（税込）とし、見積書に計上すること。なお、掲載費用については受託者決定後に委託者及び栃木県観光物産協会と調整の上最終的な金額を確定するものとし、余剰が発生した場合の余剰額の用途については、委託者と協議の上決定するものとする。

エ 納期

各特集ページの納期は令和8（2026）年1月30日（金）とする。

※現時点での想定であり、受託者決定後、委託者と協議の上、決定することとする。

(2) 広告配信に係るアカウントの作成・保守・管理及び広告配信費の支払

委託者が実施する広告配信の円滑な実施のため、広告アカウントの作成・保守・管理業務及び広告配信費（広告原資）の支払を行うこと。なお、広告配信の設定（ターゲティングや検索ワードの設定、入稿等）や広告運用については、委託者が行うものとする。

ア 広告媒体

広告配信を行う媒体は以下のとおりとする。

(ア) Google 広告

(イ) Meta (Facebook、Instagram) 広告

※現時点の想定であり、受託者決定後、委託者と協議の上決定する。

イ 広告配信費（広告原資）の支払

広告配信における広告配信費（広告原資）について、広告媒体運営会社への支払を行うこと。なお、各媒体の広告配信費（広告原資）は下記のとおりとし、見積書に計上すること。

(ア) Google 広告：2,200,000 円（税込）以上

(イ) Meta 広告：2,090,000 円（税込）以上

※現時点の想定であり、受託者決定後、委託者と協議の上決定する。

(3) 招請事業

「温泉」及び「農村体験」をメインコンテンツとし、「ウェルネスツーリズム」及び「農泊（農山漁村滞在型旅行）」の観点を取り入れたFAMツアーを実施すること。

ア 被招請者の選定・調整・連絡

(ア) 米国・豪州を対象とした訪日旅行を取り扱い、OTAでの商品販売が可能な旅行会社（ランドオペレーターも可とするが、可能な限り現地旅行会社を招請すること）、2社2名以上招請することとし、被招請者の選定及び招請ツアーの実施に必要な調整、連絡を行うこと。なお、被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。

(イ) 原則として被招請者は日本語または英語を解する者としてとし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

イ 招請コースの企画

(ア) 全行程は4泊5日として、令和7（2025）年8～11月の間に実施すること。

(イ) 招請コースの内容について、被招請者の市場ニーズを踏まえて企画提案時点での案を企画提案書に記載すること。

(ウ) 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上決定する。

月 日	地 域	内 容
1 日 目	東京都 栃木県	AM 入国・東京 PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2～4 日 目	栃木県	終日 視察
5 日 目	栃木県 東京都	AM 視察 PM 栃木発 東京着

ウ 被招請者に対する交通の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の居住地から本県までの交通の手配（航空券含む）を行うこと。
- (イ) 県内の移動については、専用車を手配すること

エ 全行程における食事や宿泊等の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設体験等の手配を行うこと。
- (イ) 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。

オ 添乗員の手配

- (ア) 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて同一人物とする。
- (イ) 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- (ウ) 添乗員の交通費、宿泊費（朝食夕食込み）、施設体験料、昼食費及び軽食費は委託料に含むものとする。

カ FAM ツアー実施後のフォローアップ

- (ア) 参加者に対しツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、今後のツーリズムの推進にむけた検討材料になるアンケートを実施すること。
- (イ) アンケートの内容については、事前に委託者の確認を受け、招請事業実施後速やかに実施・集計・分析し、結果を報告すること。
- (ウ) 参加者に対し、商品造成状況の確認等のフォローアップを行うこと。なお、商品造成ができなかった場合はその理由を調査すること。

(4) パンフレット制作

訪日外国人観光客を対象として、本県への宿泊や県内観光周遊を促すことを目的とし、「温泉」をメインとした本県観光の魅力を伝えるパンフレット（紙媒体及びデジタル媒体）を制作すること。

ア 仕様及び業務内容

(ア) 仕 様

テーマ	温泉
サイズ	A 4
ページ数	12ページ以上
言 語	英語
用 紙	提案による
色 数	フルカラー
ページ付け	あり
印刷部数	10,000部以上
その他	・紙媒体と同様の内容のデジタルパンフレットを併せて納品すること（PDFデータ及びAIデータ） ・データの権利は委託者に帰属するものとし、今後委託者が自由に改変・印刷できるものとする。

納期	令和 7（2025）年12月19日（金）
納品先	〒320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1 番20号 栃木県国際観光推進協議会（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

(イ) 業務内容

a パンフレット制作及び印刷、納品

パンフレットの企画、デザイン制作、印刷、納品等を行うこと。

b 制作にあたって必要な素材（写真等）の収集、原稿作成、校正

- ・素材については受託者が調達することとし、掲載する施設等への許諾確認や原稿の校正等、諸調整についても受託者が行うこと。なお、委託者が所有する写真・動画については、可能な限り提供依頼に応じる。
- ・3回以上校正を行うこと。

c 翻訳

翻訳作業は、英語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。

d その他、上記に付随する業務

イ デザイン・誌面構成

a デザイン

各テーマの魅力を伝え、ターゲットに訴求力のある美しい写真を掲載し、写真と文字にメリハリをつけ、読みやすい構成とすること。

b 誌面構成

以下の内容を基本とし、企画提案時点での①②③の制作イメージ及び全体の掲載スポット案を企画提案書において提案すること。なお、最終的な誌面構成については、委託者と協議し決定するものとする。

項目（ページ）	掲載内容
①表紙（P 1）	訴求力のある写真を掲載すること
②概要（P 2～P 3）	■栃木県の概要 地理的説明や主要観光地等、閲覧者が本県をイメージしやすい内容とすること。 ■テーマの概要 本県における温泉の魅力や本県温泉の楽しみ方（簡単な効能）などを掲載すること。
③温泉地紹介（P 4～5） 日光・奥日光湯元温泉	■各温泉地の代表的な泉質・効能 外国人に伝わるよう、温泉の特徴をわかりやすく紹介すること。 ■周辺の観光やグルメ情報 周辺で楽しめる観光やグルメ情報を掲載すること。 ■宿泊施設の情報
④温泉地紹介（P 6～7） 鬼怒川・川治・湯西川温泉	
⑤温泉地紹介（P 8～9） 那須・那須塩原温泉	

⑥温泉地紹介（P10） 喜連川温泉・その他温泉	簡単な紹介文、泉質、施設 HP の QR コード を掲載し、閲覧者の予約導線確保すること
⑦その他情報（P11）	■温泉の入り方 温泉のマナーについて簡単に紹介すること ■以下 QR コードの掲載 ・県公式サイト「Visit Tochigi」 ・県公式 SNS（Facebook、Instagram） ・県公式 YouTube チャンネル
⑧表 4（P12） 地図・アクセス	東京や京都、大阪、富士山など、外国人に人気の観光地と本県の地理的関係を示す地図を掲載するとともに、外国人の旅程を考慮した本県へのアクセス方法を掲載すること

5 その他の留意事項

- （1） 実施内容については、企画提案書の内容を踏まえ委託者と協議の上決定するものとする。
- （2） 本事業に係る運営、管理、庶務全般を行うこと。
- （3） 「4 業務内容(1)(2)」については、【別紙2】「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意して実施すること。
- （4） 「4 業務内容(3)」については、カメラ等を用いて各日の実施内容の記録を行うこと。
- （5） 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- （6） 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （7） 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （8） 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- （9） 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- （10） 社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り委託者の要望に対応すること。
- （11） 本事業により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって委託者に全て移転すること。
- （12） 事業の成果は委託者に帰属する。
- （13） 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むものとする。

6 成果指標

(1) 特集ページの更新、新規ページの制作

更新ページ：1 テーマ 1 ページ

新規制作ページ：2 テーマ 2 ページ

(2) 招請事業

商品造成数：2 本（被招請者数 2 社）

7 成果物の作成・提出

(1) 提出物

事業報告書 紙媒体 1 部、USB メモリ 1 個

※事業報告書の提出にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

(2) 提出期限

令和 8（2026）年 3 月 19 日（木）

(3) 提出先

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県国際観光推進協議会（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

8 企画提案書に盛り込む内容

(1) 企画提案者の概要等

(2) 企画提案内容

仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載すること。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合はその内容を記載すること。なお、独自提案は、委託料限度額内で実行できるもので、追加予算を必要としないものに限る。

(3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

事業の一部を再委託する場合には、再委託先の情報を記載すること（決まっていない場合は再委託予定先を記載）。なお、再委託を行う場合は、再委託先の国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績を記載し、具体的な事業成果がわかる資料を添付すること。

(4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

(5) 見積額（概算及び内訳）

本事業におけるターゲット及び訴求する内容等

	温泉(ウェルネス)	農村体験
ターゲット	・ 米国 ・ 豪州 ・ 台湾	・ 米国 ・ 豪州 ・ シンガポール ・ 台湾
訴求する内容	・ 温泉 ・ 精神体験（ヨガ/写経/座禅等） ・ ソフトアクティビティ ・ リラクゼーション	・ 観光農園（いちご/なし/ぶどう等） ・ 調理体験（蕎麦打ち等） ・ 加工施設見学（酒蔵見学等） ・ 農泊体験 ・ 地元の方との交流 ・ 農産物や県産品の販売所 情報（直売所等） ・ 郷土料理や地産品を使ったメニューを提供する飲食店情報（農村レストラン等）

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は委託者と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、委託者と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について委託者の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を委託者に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、委託者が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。

- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を委託者に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について委託者の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を委託者に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 委託者が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に委託者が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、委託者へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を委託者へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、委託者とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、委託者とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや委託者が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、委託者に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、委託者の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 委託者が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。